

○ 保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額を定める件（平成十年六月八日大蔵省告示第二百三十四号）

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。

（生命保険会社等の支払備金）

第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十三条第一項第二号（規則第六十条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する金融庁長官が定める金額は、生命保険会社及び外国生命保険会社等にあつては、次に掲げる方法により算出した金額を平均した金額とする。ただし、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。

一 支払備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額をいう。以下この条において同じ。）に、対象事業年度の保険金等の支払額を対象事業年度の前事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の保険金等の支払額を対象事業年度の二事業年度前の事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

三 対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額

に、対象事業年度の保険金等の支払額を対象事業年度の三事業年度前の事業年度の保険金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

（損害保険会社等の支払備金）

第二条 規則第七十三条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める金額は、損害保険会社及び外国損害保険会社等（以下「損害保険会社等」という。）にあつては、保険種類ごと（規則第七十六条各号に掲げる保険契約を除く。）の引受けの区分別の単位（以下「計算単位」という。）ごとに区分し、次の各号の分類に応じて次項又は第三項に規定する計算方法により計算した金額とする。ただし、再保険のみの引受けを行う損害保険会社等にあつては、当該分類にかかわらず、次項による計算方法により計算した金額とする。

一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の支払が長期間に及ぶと認められる計算単位

二 前号の計算単位のうち、重要性がないと認められる計算単位

三 第一号以外の計算単位

2 前項第一号に規定する計算単位（前項第二号に該当するものを除く。）にあつては、支払保険金及び規則第七十三条第一項第一号に掲げる金額（以下「普通支払備金」という。）等を基礎として、統計的な見積り方法により合理的に計算した金額とする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合には、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。

3 第一項第二号及び第三号に規定する計算単位にあつては、別表の算式により計算した金額とする。ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、合理的かつ妥当な理由がある場合には、前項と同様の方法により計算した金額とすることができる。

附則（平成十八年四月十四日金融庁告示第44号）

1 この告示は、平成十八年五月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成十年大蔵省告示第二百三十四号第二条の規定に基づく支払備金の計算において、計算単位ごとの対象事業年度の前事業年度までの支払保険金等の把握が困難と認められる損害保険会社等にあつては、前項の規定にかかわらず、規則第七十三条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める金額は、この告示の施行の日以後の最初の事業年度の決算期までに限り、なお従前の例による。

(平成十年六月二十九日 金融監督庁
大蔵省 告示第一号) 改正

(平成十一年三月三十日 金融監督庁
大蔵省 告示第十一号) 改正

(平成十二年七月二十七日 金融庁告示第十一号) 改正

(平成十三年三月三十日 金融庁告示第二十七号) 改正

(平成十六年十月二十二日 金融庁告示第六十号) 改正

(平成十八年四月十四日 金融庁告示第四十四号) 改正

(平成十八年四月二十七日 金融庁告示第五十号) 改正

(令和五年三月二十二日 金融庁告示第十九号) 改正

別表(第2条第3項関係)

次に掲げる算式により計算した金額とする。なお、原則として要積立額 a によることとし、再保険による引受契約及び海外における元受契約において要積立額 a による算出が困難な場合に限り、要積立額 b によることができることとする。

1 要積立額 a

要積立額 a = 対象事業年度の前事業年度までの直近 3 事業年度における既発生未報告損害支払備金積立所要額の平均額 × 対象事業年度を含む直近 3 事業年度の発生損害増加率

2 要積立額 b

要積立額 b = 対象事業年度を含む直近 3 事業年度の年間発生保険金の平均額 × $\frac{1}{12}$

備考

この算式において次のイからホまでに掲げるものは、当該イからホまでに定めるところによる。

イ 前事業年度までの直近 3 事業年度における既発生未報告損害支払備金積立所要額の平均額 前事業年度までの直近 3 事業年度におけるそれぞれの事業年度（以下「当該事業年度」という。）終了の日以前に発生した保険事故について、それぞれ次の算式により計算した金額を平均した金額とする。

当該事業年度の既発生未報告損害支払備金積立所要額 = 当該事業年度の翌事業年度の支払保険金 + 当該事業年度の翌事業年度の普通支払備金 - 当該事業年度の普通支払備金

ロ 対象事業年度を含む直近 3 事業年度の発生損害増加率 対象事業年度に発生した保険事故に関し算出した発生損害額に基づき、次の算式により計算した率とする。

(1) 対象事業年度を含む直近 3 事業年度の発生損害増加率 = 対象事業年度を含

む直近 3 事業年度の発生損害額の合計額 ÷ 対象事業年度の前事業年度までの直近 3 事業年度の発生損害額の合計額

(2) 発生損害額 = 当該事業年度の支払保険金 + 当該事業年度の普通支払備金

ハ 対象事業年度を含む直近 3 事業年度の年間発生保険金の平均額 各事業年度ごとに次の算式により計算した金額を平均した金額とする。

年間発生保険金 = 当該事業年度の支払保険金 + 当該事業年度の普通支払備金 - 当該事業年度の前事業年度の普通支払備金

ニ 要積立額 a の計算において、対象事業年度の前事業年度までの直近 3 事業年度における既発生未報告損害支払備金積立所要額の平均額が零を下回る場合 当該計算単位に係る要積立額 a は零として計算することとする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合は、零としないことができる。

ホ 要積立額 b の計算において、対象事業年度を含む直近 3 事業年度の年間発生支払保険金の平均額が零を下回る場合 当該計算単位に係る要積立額 b は零として計算することとする。ただし、合理的かつ妥当な理由がある場合は、零としないことができる。